南伊豆地域清掃施設組合規則第8号 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆地域清掃施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 条例第3条第2項の規定により割り振る勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

- 第3条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日(条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第5条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第11条において同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。
- 2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを 定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。
- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えないこと。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこと。

(週休日の振替等)

- 第4条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日と する4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日ま での期間とする。
- 2 条例第5条の規則で定める勤務時間は、3時間30分を下回らず4時間15分を超えない時間(以下「半日勤務時間」という。)とする。
- 3 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日 に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以 下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(半日勤 務時間のみが割り振られている日を除く。以下この項及び次項において同じ。)のうち半日勤務 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を条例第5条の勤務することを命

ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項及び次項において同じ。)を行う場合には、 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(第5項において「週休日の振替等」という。)を 行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第 11条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなけれ ばならない。

- 4 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務 日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめ て行わなければならない。
- 5 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(休憩時間)

- 第5条 任命権者は、おおむね毎4時間の連続する正規の勤務時間(条例第7条に規定する正規の 勤務時間をいう。以下同じ。)の後に条例第6条に規定する休憩時間を置かなければならない。
- 2 条例第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られている職員の休憩時間は、正午から午後 1時までとする。ただし、任命権者が勤務の都合により特に必要があると認めるときは、休憩時 間の割り振りを変更することができる。
- 3 条例第4条第1項の規定により勤務時間が割り振られている職員の休憩時間は、任命権者が別 に定める。
- 4 任命権者は、職員に休憩時間を自由に利用させなければならない。
- 5 条例第6条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 交替制によって勤務させる場合
- (2) 計器監視その他危害防止上、休憩を一斉に与えることが困難な場合
- (3) 同一公署内でも勤務時間を異にする場合で、業務の運営上、休憩を一斉に与えることが困難な場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が定める場合

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第6条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第7条 第2条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)には適用しない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第8条 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に おいて、育児短時間勤務職員等に同条に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が 生ずると認められるときとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

- 第9条 任命権者は、職員に時間外勤務(条例第7条の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。 以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。
- 2 任命権者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任 用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に時間外勤務を命ずる場合 には、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短 く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命じる時間及び月数の上限)

- 第10条 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとす る。
 - (1)次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次 に定める時間及び月数
 - ア イに掲げる職員以外の職員 次に定める時間
 - (ア) 1月につき45時間
 - (イ) 1年につき360時間
 - イ 一の年において次号に規定する部署からこの号に規定する部署に配置転換等となった職員 次に定める時間及び月数
 - (ア) 1年につき720時間
 - (イ) ア及び次号(イを除く。) に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、管理者が定める期間において管理者が定める時間及び月数
 - (2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定すること が困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次 に定める時間及び月数
 - ア 1月につき100時間未満
 - イ 1年につき720時間未満
 - ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間 を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間につい て80時間
 - エ 1年のうち1月につき45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月
- 2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理する

- ことを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項の規定(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)は、適用しない。管理者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として管理者が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超える部分の時間外勤務を命じた日の属する当該時間又は月数の算定に係る一の年の末日の翌日から起算して6月を経過する日までに、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

(時間外勤務代休時間の指定)

- 第11条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。
- 2 任命権者は、条例第8条第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。)を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における当該60時間を超えて勤務した時間(以下「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)又は条例第5条の規定により、あらかじめ条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)における勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えてしたもののうち、 その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達する までの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じ て得た時間数
- (3)正規の勤務時間が割り振られた日(正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務以外の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- (4)条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45

分に達するまでの時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25 を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、半日勤務時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続 して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時 間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が半日勤務時間又は7時間45分となる時間)を単位 として行うものとする。
- 4 任命権者は、条例第8条第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、 時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第8条第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び 福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に 対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、管理者が定める。

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

- 第12条 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間(以下「早出遅出 勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以 下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ条例第9条第1項の 規定による請求(以下「早出遅出勤務の請求」という。)を行うものとする。
- 2 早出遅出勤務の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、 速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営 に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日まで に、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 第13条 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に 掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子(条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。以下同じ。)が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817

条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第1項に 規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務)

- 第14条 前2条(前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、要介護者(条例第9条第5項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子(条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。以下同じ。)」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。
- 第15条 条例第9条第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

- 第16条 条例第9条第3項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
 - (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な 状態にある者でないこと。
 - (3) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第17条 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始

- 日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深 夜勤務制限開始日の1月前までに条例第9条第3項の規定による請求(以下「深夜勤務制限の請 求」という。)を行うものとする。
- 2 深夜勤務制限の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、 速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営 に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日まで に、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 第12条第3項の規定は、深夜勤務制限の請求について準用する。
- 第18条 深夜勤務制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に 掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第3項に 規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 第12条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第19条 前2条(前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子と同居しないこととなった場合」とあるのは「要介護者と同居しないこととなった場合(第23条第1項第2号に掲げる者を介護する場合に限る。)」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第20条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、 その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単 位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、条例第9条第2項及び第4項の規定による請求(以下「時間外勤務制限の請求」という。)を行わなければならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求の期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 時間外勤務制限の請求があった場合においては、任命権者は、条例第9条第2項及び第4項に 規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員 に対し通知しなければならない。
- 3 任命権者は、時間外勤務制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第9条第2項及び第4項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外 勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し 通知しなければならない。
- 5 第12条第3項の規定は、時間外勤務制限の請求について準用する。
- 第21条 時間外勤務制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる いずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第9条 第2項又は第4項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務制限の請求は、時間 外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
 - (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が条例第9条第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第4項の 規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 第12条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第22条 前2条(前条第1項第3号から第5号まで及び第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前号第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第23条 条例第9条第5項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 職員と同居している職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で任命権者が認めるもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、任命権者が認めるもの
- 2 条例第9条第5項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

(代休日の指定)

- 第24条 条例第11条第1項の規定による代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の 勤務時間が割り振られた勤務日等について行わなければならない。
- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
- 3 代休日の指定の手続に関し必要な事項は、管理者が定める。

(年次有給休暇)

第25条 年次有給休暇の日数、付与日数の調整、繰越し、取得単位等については、下田市職員の例による。

(病気休暇)

第26条 病気休暇の期間、承認の手続等は、下田市職員の例による。

(特別休暇)

第27条 特別休暇の種類、期間、請求手続等は、下田市職員の例による。

(介護休暇)

第28条 介護休暇の期間、取得単位、請求手続等は、下田市職員の例による。

(介護時間)

第29条 介護時間の単位、請求手続等は、下田市職員の例による。

(休暇簿等)

第30条 休暇簿、休暇願、休暇届等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(組合休暇)

第31条 組合休暇の許可手続等は、下田市職員の例による。

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。